

③ 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保が可能な場合は長伐期施業を行えることとします。なお、主伐の基準としては、長伐期施業を推進すべき森林（おおむね標準伐期齢の2倍以上の林齢で主伐を行う森林）については、標準伐期齢×2の林齢以上で伐採を行うこととします。ただし、市町村長が地域における皆伐の時期等を考慮して当該林齢（標準伐期齢×2）の2割の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めた場合にあっては、その伐期齢以上とします。皆伐によるものについては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林道等の基盤施設が適切に整備されている、若しくは整備される予定があり、造林、保育及び間伐を推進することにより、木材需要に応じた樹種、径級の木材生産が期待できる森林について区域を設定します。森林の望ましい姿については、「第2-2-(1) 森林の整備及び保全の目標」に示すとおりとします。なお、「第3-4-(1)-ア」で示す公益的機能別施業森林の区域と重複する場合は、それぞれの機能に支障がないように設定することとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林においては、単層林施業を主体とし、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

また、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適正と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業の推進を図ることとします。

その他「ガイドライン」を参考に、適切な伐採・更新が確保された施業を行うものとします。

(7) 長伐期施業

公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とし、主伐の時期は概ね標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とします。下層植生を適正に維持するために間伐を実施し、林内照度の低下を防止することとします。

また、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防ぐため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採することとします。伐採跡地については、早期更新を確保するため主伐の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとします。

(4) 複層林施業

複層林の造成に当たっては、当該森林の更新が概ね期待できる林齢に達した

森林について適度な主伐を実施し、下層木の植栽を行います。主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため主伐の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとします。

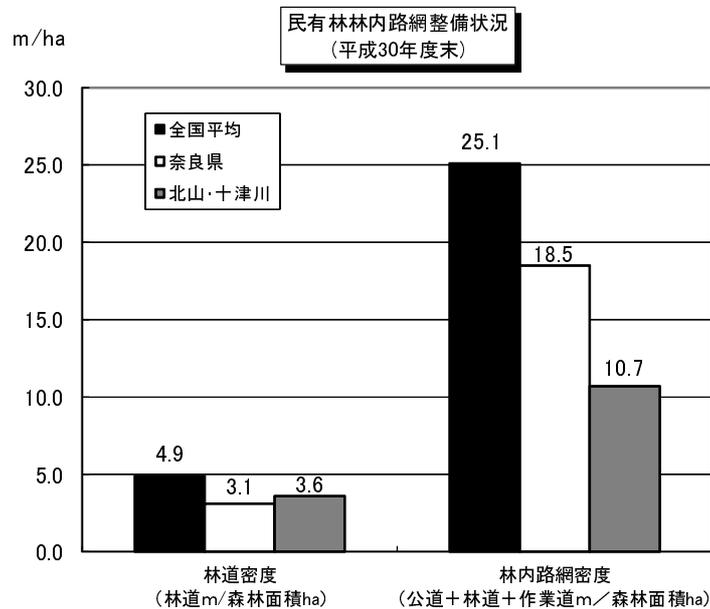
複層林は形状比が大きくなり冠雪害に対する抵抗力が低いことに留意する必要があります。造成後は下層木の適確な生育を確保すること及び公益的機能の低下を防止するために、一定の蓄積が常に維持されるよう適切な保育、間伐を実施するものとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と施業に応じた林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

本計画区の林道等の整備状況は地形が急峻であることから、全国平均を下回る路網密度であることを踏まえ、林道の開設に当たっては森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道とする等、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林作業道については林地保全に配慮した壊れにくく長期間使用できる「奈良型作業道」を中心とした開設を進め、効率的な路網整備を推進します。



機能区分		林道等の開設及び改良の考え方
防災機能	水源涵養機能 ^{かん}	<p>水源涵養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林で、恒続林又は適正人工林においては、高密度な路網を整備し、施業に応じた林業機械導入により利用間伐を行う低コスト集約化施業の推進を図ります。開設及び改良に当たっては伐開幅を運搬車両が通行しうる必要最小限の幅員に抑制し、必要に応じて排水勾配の工夫や排水対策に資する施設を設置することにより、費用の縮減や土壌の流出防止に配慮する取組を行うものとします。特に急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所は回避し整備することとします。</p> <p>また、自然林又は天然林においては、機能の維持を図るため既存の路網を活用しつつ必要な範囲で低コストでの路網の開設及び改良を行うこととします。</p>
	山地災害防止機能 ／土壌保全機能	
森林資源生産機能	木材等生産機能	<p>林道等と継続的な使用に供する作業道等の適切な組み合わせによる林内路網の整備を推進します。作業システムに対応する路網整備を図ることとし、車両系作業システムを主体とする施業を行う森林においては、低コスト集約化施業による利用間伐を行うため、林業機械の導入を前提とした森林作業道を主体に高密度路網を整備します。また、架線系作業システムを主体とする施業を行う森林においては、集材・運材等の林業機械の走行を想定する作業効率に配慮した簡易な森林作業道等を設置するものとします。</p> <p>開設及び改良に当たっては「奈良型作業道開設基準」等を踏まえ、伐開幅を運搬車両が通行しうる必要最小限の幅員に抑制し、必要に応じて排水勾配の工夫や路側構造物、排水対策に資する施設を設置することにより、費用の縮減や土壌の流出防止に配慮する取組を行うものとします。</p>
生物多様性保全機能	生物多様性保全機能	<p>都市近郊や里山等地域住民の生活に密接に関わりを持った彩りのある森林、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、利用者の利便性等を確保すべき観点に加え、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択するものとします。</p> <p>また、湖沼、溪谷、史跡・名勝等と一体となって優れた自然美を構成する森林や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とします。</p>
	快適環境形成機能	
レクリエーション機能	保健・レクリエーション機能	<p>また、湖沼、溪谷、史跡・名勝等と一体となって優れた自然美を構成する森林や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とします。</p>
	文化機能	

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	1 4 8	4 4 4
うち林業専用道	0	0

奈良県森林整備課資料

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

開設する林道の路線位置については、県土の保全、自然環境の保全等の公益的機能の維持について配慮するとともに、円滑な交通と安全の確保を考慮します。また、林業用車両の大型化等に対応できるよう、林道の改良について計画的に推進することとし、林道等と継続的な使用に供する作業道等の適切な組み合わせによる林内路網の整備を推進します。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準については、地形傾斜、作業システムに応じて下記のとおりとします。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基 幹 路 網
緩傾斜地（0～15°）	車両系作業システム	1 0 0 以上	3 5 以上
中傾斜地（15～30°）	車両系作業システム	7 5 以上	2 5 以上
	架線系作業システム	2 5 以上	2 5 以上
急傾斜地（30～35°）	車両系作業システム	6 0 以上	1 5 以上
	架線系作業システム	1 5 以上	1 5 以上
急 峻 地（36°～）	車両系作業システム	必要に応じて	—
	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムで、タワーヤード等を活用します。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムで、フォワーダ等を活用します。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

作業システムに対応するために既設林道等と新規開設を組み合わせた路網整備を図ることとし、車両系作業システムを主体とする施業を行う森林においては、低コスト集約化施業による利用間伐を行うため、基幹路網と組み合わせた林業機械の導入を前提とした森林作業道を主体に高密度路網を整備します。また、架線系作業システムを主体とする施業を行う森林においては、集材・運材等の林業機械の走行を想定する作業効率に配慮した簡易な森林作業道等を設置するものとします。

特に森林作業道については、奈良県の急峻な地形、脆弱な地質、日本有数の多雨地域等の自然特性を踏まえ、壊れにくくランニングコストが少なく、繰り返し長期的に使用できる「奈良型作業道」等での開設を積極的に推進します。

集約化による効率的な木材生産を行う大規模集約化団地では、他産地と競合できるレベルでの低コスト集約化施業を推進することとします。なお、大規模集約化団地においては、既設林道、林業専用道、森林作業道等を含めて、路網密度50m/ha以上の路網を設置し、施業に応じた林業機械の導入、生産コストの低減と持続可能で安定的な県産材の供給が可能となる基盤整備の確立を図ることを目指します。

<奈良型作業道の特徴>

- ・奈良県の密植・多間伐施業にあった繰り返し使用できる作業道
- ・間伐材を使用した丸太組構造物を設置
- ・ウインチ付きグラップル+2トントラック等の奈良県の地形にあった作業システムにおいて、丈夫で使いやすい構造（路線線形、切取法高、路面処理工・土留丸太組等丸太組構造物）
- ・施業区域の路網の中で中心的役割を担う、より耐久性の高い作業道として位置付けられる作業道

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の規格・構造については、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本とし、円滑な交通と安全の確保に考慮したものとします。また林業専用道及び作業道の開設に当たっては、奈良県林業専用道作設指針及び奈良県森林作業道作設指針（平成23年4月1日森第137号）により行うものとします。

(5) 路網の維持管理についての基本的な考え方

路網のうち、市町村等の管理する林道において、既設のトンネルや橋梁などの構造物については、老朽化が進んでいる等の優先度の高いものを中心に点検診断を行い、必要な修繕等を計画的に実施することによって通行の安全を確保することとします。

また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図り、施設の長寿命化を図ることとします。

(6) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずる場合は、地表を極力損傷しないよう、架線集材等によることとします。

当計画区には搬出の方法を特定する森林は、特にありません。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化に関する事項の実施に当たっては、以下の諸条件の整備を円滑に推進するため、県、森林管理局、森林管理事務所、森林計画区内の関係市町村、森林組合、素材生産・造林事業体、木材加工・流通事業体等を構成員とする流域林業活性化協議会等を通じて森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林の緊密な連携を図りつつ、以下の事項を計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づく森林経営管理制度の活用の促進並びに森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

大規模森林所有者については単独で施業を実施していますが、大多数を占める小規模森林所有者については森林経営の合理化が遅れています。

本県では「利用促進条例」に基づき、森林整備の進んでいない森林については、面的なまとまりの中で施業の集約化・団地化を図ります。

集約化による効率的な施業を行う大規模集約化団地の拡大を図り、「奈良型作業道」の整備や林業機械の導入支援により利用間伐を進め、低コスト集約化施業を推進します。

相続等によって増加する不在村所有者、境界の不明確化状況の改善を図るため、市町村長によるあっせんや、森林組合等林業事業体による森林所有者への働きかけを行い、長期の受委託契約を結ぶことにより持続的な森林管理を行うことを推進します。また、森林組合等の林業事業体は森林経営計画制度を活用し、森林経営を受託した森林について計画の作成を進め、経営規模の拡大を図ることとします。

イ 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自ら経営管理を実施する森林経営管理制度が円滑に行われるよう、施業履歴等の森林の情報の提供や市町村が再委託する場合の意欲と能力のある林業経営者の公募・公表等、市町村と連携を図りながら同制度の活用の促進を図ります。

ウ 森林施業の共同化に関する方針

森林所有者による施業実施協定の締結を進め、県が管理する森林簿や市町村が管理する林地台帳の情報等を活用し、必要に応じて森林情報の提供を行うとともに、森林施業の共同化・集約化を図る森林所有者等への支援を行います。また、市町村森林整備計画に共同化の促進に関する事項を記載するとともに、市町村、農林振興事務所、奈良県フォレスター、森林総合監理士、林業普及指導員、森林施業プランナーとも連携・協力を図りながら助言・指導等を行い、森林所有者に対する指導活動を行うものとします。

(2) 森林環境管理・森林作業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、事業の広域化・協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど林業事業体の体質強化を図るものとします。

イ 森林環境管理・森林作業に従事する者の養成・確保及び後継者の養成

令和3年4月に奈良県フォレスターアカデミーを開校し、森林環境の維持向上に関する技術、知識の普及指導等の新たな森林環境管理制度を担う専門職員として、森林環境管理士・森林環境管理作業士を養成します。

また、森林作業員を養成・確保するため、異業種・他地域からの就労の促進等に取り組むとともに、社会保険への加入促進等就労条件の改善、林業事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努め、雇用の長期化・安定化を図ります。

さらに、森林作業員に対して機械化に対応する技術研修等のキャリア形成支援を実施し、森林・林業に関する幅広い知識・技術・技能を有する多様な人材の養成に努めます。

今後、現役世代の減少に伴い労働力不足が予想される中、人的資源の活用を図る観点から、作業種によっては異業種の現役引退世代の活用を図りながら森林作業員の確保に努めます。

また、機械化等による作業環境の改善や県産材の安定供給による雇用の改善など、森林環境管理が魅力のある産業となるような環境を醸成し、若手森林作業員の活動を支援します。

新卒・既卒・求職者等に対しては、県内外を問わず、森林・林業への新規就労を促すための情報発信を行うとともに、林業・木材産業関係事業者とのコーディネートを行う等の施策を展開します。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

急傾斜地が多い本計画区においては、車両系林業機械の導入が困難な場合が多いため、チェーンソーによる伐木、タワーヤードなどによる集材、プロセッサなどによる造材を組み合わせた架線系機械作業システムを主体に施業を行います。特に機能の発揮が求められる森林においては、非皆伐施業に対応するために小型タワー付き集材車などを活用し、環境負荷の低減に配慮した施業を行います。比較的路網密度が高い箇所では、チェーンソーによる伐木、グラップル付きバックハウ、プロセッサなどを用いた集材及び造材にフォワーダやダンプトラック、ウインチによる搬出を組み合わせた車両系作業システムによる施業を行います。

大規模集約化団地においては、「奈良型作業道」の整備や林業機械導入を重点的にすすめ、車両系作業システムによる利用間伐を進めることにより効率の良い木材生産を図ります。

これら作業システムによる施業を積極的に実施していくため、展示会・研修会を通じた林業機械の普及活動やオペレーターの育成などにより、林業機械の導入を促進します。

また、今後見込まれる大径材の搬出に対して、林業用車両の大型化に対応できるよう林道等の改良を計画的に推進し、林業機械を有効に活用する作業システムを促進します。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

「利用促進条例」に基づき、住宅、公共施設、商業施設や宿泊施設、暮らしの中で用いる木製品、エネルギーなど、多岐にわたる分野への県産材利用を促進し、需要の拡大を図ります。特に重点的な取組として、多くの人が利用する公共建築物に県産材を使用することで、消費者の木材利用への意識・理解を高め、住宅分野、商業施設等の非住宅分野への利用拡大に繋がります。

また、木材加工の効率化やコスト削減、品質向上等に向けた取組を支援するとともに、用途に応じた流通の合理化を推進し、競争力のある加工・流通体制の構築を図ります。重点的な取組として、建築関係事業者に対して品質・性能を明示した製材品が供給できるよう、素材生産事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の間で、必要な情報を共有し、相互に協力連携して、県産材を効率的・合理的に流通させる体制を整備します。

(5) 林業・木材産業再生のための整備に関する事項

紀伊半島大水害をはじめとする災害により被害を受けた森林の整備を引き続き実施するとともに、基幹産業としての林業・木材産業の再生に向けた取組を推進するため、庁舎や学校など公共施設の木造・木質化の推進、地域材を使用した家具や木製品の製作、木質バイオマスの利用等、地域の森林資源の積極的な活用を図ります。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取・盛土等の土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、法勾配の安定を図り、必要に応じて台風等による土砂の流出・崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表1のとおりです。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

紀伊半島大水害をはじめとする林地被害の発生箇所において、災害防止を図る観点から林産物の搬出方法について検討を行い、その結果に基づき、森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及び搬出方法を定めることとします。当計画区には搬出の方法を特定する森林は、特にありません。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進します。また、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当無し

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として優先度を明確にした上で、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その一部又は全部について早急に森林施業を実施する必要があると認められるもので、農林水産大臣が指定します。特定保安林の整備に当たっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進して当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにした上でその実施の確保を図ります。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民や市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を行い、適正な管理を推進します。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

近年、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景に、ニホンジカ等の野生鳥獣による農林業被害は拡大を見せ、森林・林業被害においては、造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化しています。特に、ニホンジカによる被害は深刻で、当森林計画区における過去9カ年（平成22～30年度）の獣害による実損面積の約48％に相当する面積がニホンジカにより被害を

受けています。

戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎え、主伐後の再生林を推進していくことが必要となっていく中、ニホンジカによる森林被害の防止が大きな課題となっています。このため、市町村森林整備計画では、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内の鳥獣害の防止の方法を定めます。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカを対象に森林への被害を防止するための措置を実施すべき森林区域について、林野庁が実施する「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基礎データとし、環境省が公表している「ニホンジカ密度分布図」、県が策定した「第1 2次鳥獣保護管理事業計画」や「奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」にかかる調査結果を補完データとするほか、森林組合や地域住民からの対象鳥獣による森林被害情報や生息状況に関する情報を活用しながら対象区域を設定します。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、鳥獣害防止森林区域内の森林で人工植栽が予定されている箇所を重点的に対策を実施します。

鳥獣害防止対策として、防護柵、食害防止チューブ、忌避剤塗布等の植栽木の保護措置を地域の実情に応じて適宜選択し実施します。これらの中でも防護柵については、設置に作業量・経費がかかり、倒木や積雪等による破損等の対応などが必要となるものの適切な維持管理と改良等を行うことで、被害防止効果が長期にわたって持続される有効な防止方法になります。

また、わなによる捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等）、銃器による捕獲等の個体数調整の手法も植栽木の保護には有効な対策とします。

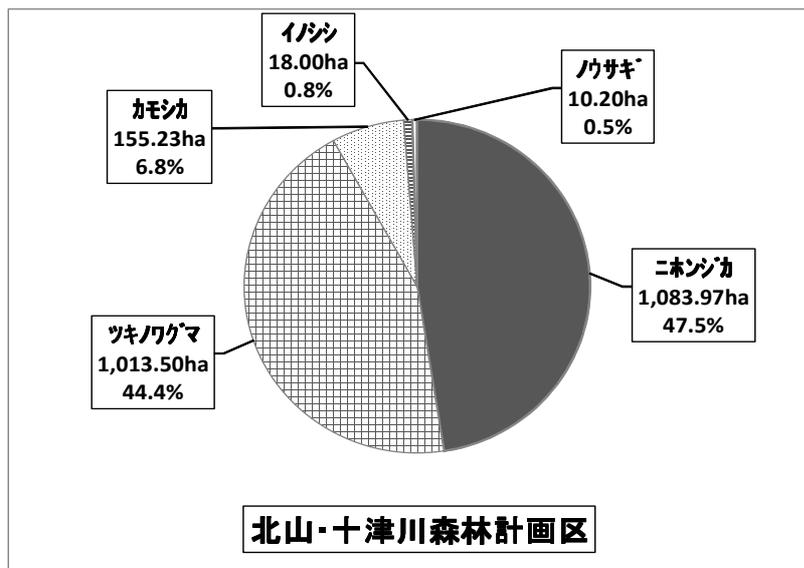
なお、ニホンジカの捕獲数は、「奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第1次）」の初年度にあたる平成12年度の1,945頭から平成30年度では、8,850頭まで増加していますが、被害は高止まりの状況です。今後も各種施策と併せて実施し、高い捕獲圧を継続させることにより防止効果を高めていかなければなりません。

このようなことから、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

ウ その他必要な事項

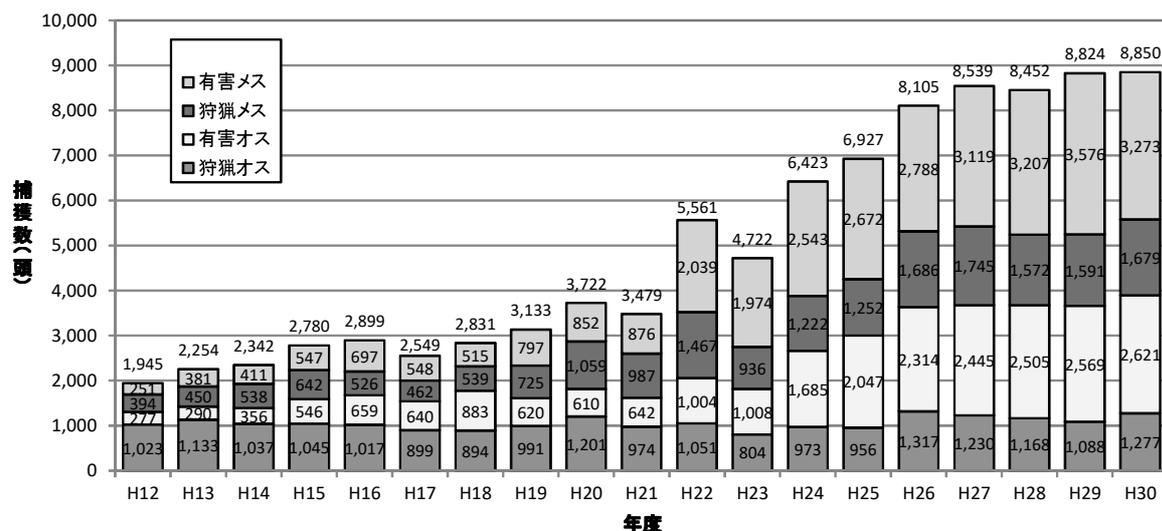
生息密度の極端な増加は甚大な食害をもたらすことから、積極的に人とニホンジカとの軋轢を緩和し、共存できる環境づくり（捕獲や防護柵設置等）を行うことで、ニホンジカが適正な密度で広範囲に生息する環境整備を図る必要があります。このために、地域一体となった鳥獣害に強い集落づくりの普及啓発、効果的な防護柵（侵入防止柵）の設置に関する県及び国庫の補助事業等の活用により被害対策を推進します。また、捕獲を含めて被害対策を実施する担い手が不足していることから、人材養成を推進していくことが必要です。なお、ニホンジカの生息状況は、糞塊密度調査や捕獲数のデータ等を用いて把握することとし、防護対策の実施状況については、各種補助事業による導入実績のほか、現地調査や各種会議、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を必要に応じて行うことにより把握することとします。

【獣害による被害状況（平成22～30年度）】



奈良県森林整備課資料

【ニホンジカ捕獲状況】



奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画

4. 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林資源の保全のため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。森林病虫害等については、手入れ不足の森林で被害が蔓延することが多いことから、必要な森林施業を行い、健全な森林を維持するよう努めます。

防除を行う場合については、当該森林が果たしている機能及び被害の程度、周囲の土地及び水面の利用状況、地形、水利、林道等諸条件を総合的に考慮し、伐倒駆除、薬剤の樹幹注入等を実施します。また、被害の拡大を防止するために必要があるときは、伐倒駆除後、自然遷移等により樹種転換を図ります。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて鳥獣害防止対策を推進します。

特に、当森林計画区においては、ニホンジカ以外の野生鳥獣による主な林業被害として、ツキノワグマによる樹皮の剥皮（クマ剥ぎ）による被害が多く見られます。紀伊半島のツキノワグマ個体群は、環境省のレッドリスト（2020）において「絶滅のおそれのある地域個体群」として保護すべき位置付けにあり、県では、平成18年3月に作成した奈良県版レッドデータブック（2016改訂版）で「絶滅寸前種」に位置付け、保護管理を図ってきたところです。

一方、奈良県の南部地域において、ツキノワグマの生息域が人間の生活・生産活動の場と重複することから様々な軋轢が生じています。特にクマ剥ぎは当森林計画区において、過去9ヶ年（平成22～30年度）における獣害による実損面積の約44%を占め、林業不振が長引く中、近年益々問題視されるようになってきています。このような状況の中、ツキノワグマを保護する一方で、地元住民の安全対策を講じ、生活基盤としての農林業に対する被害を最小限に抑えていく方策が求められています。森林や林産物被害を防止するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ被害の実態把握に努めるとともに、電気柵の設置、トタン・テープ巻き、忌避剤、威嚇弾、犬による追払い等の有効性について検討し、特に確実性の高い被害防止方法について可能な限り積極的に取り入れ、総合的かつ効果的な防除活動を推進します。

また、当森林計画区においては、カモシカによる造林木の主軸先端や枝葉を食害する被害も見られます。カモシカは、昭和9年に国の天然記念物に指定され、昭和30年には特別天然記念物に指定されているため捕獲・捕殺することはできませんが、被害の防除方法はニホンジカに準ずることになります。

なお、被害対策の実施に当たっては、関係行政機関、地域住民、森林所有者、森林組合及び林業事業者、猟友会等関係団体の協力体制を構築することとします。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防及び早期発見を図るため、森林所有者や地域住民を中心として自衛予消防組織を編成し、森林のパトロールや予防意識の啓発活動を推進します。また、防火帯の整備、山火事予防標識の設置、防火用水等初期消火資機材の配備を必要に応じて実施します。これらの取組を住民を含めた地域の関係者が一体となり推進します。

過去に林野火災の発生が多い箇所、住宅地が山林に接近している箇所、森林レクリエーション等により入林が多い箇所は特に重点的に予防に努めます。

林野火災は、空気が乾燥した風の強い日に多発する傾向にあり、特に冬から春先にかけて多発する傾向にあることから、その期間については特に重点的に予防に努めます。

また、林野火災の発生による損害を填補する森林保険の加入促進に努めます。

森林病虫害等の駆除及び人工植栽等のため火入れを実施する場合については、森林法に基づき適正な手続きを行うほか、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林を育成するため、必要に応じて、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交林の造成等を実施します。また、特に集落近くの里山において、放置された竹林が森林内に進入する例もあり、竹以外の樹木の消失や生物多様性への影響、表土の流出、獣害の誘発等様々な問題の原因となっていることから、放置竹林の適切な管理を図ることとします。

近年、森林の保護に対する関心が高まりつつあり、NPOやボランティアによる活動及び企業によるCSR活動等が実施されています。森林の保護に関する取組を実施する際は、森林所有者や地元住民によるもののほか、これら団体等の協力を求めることについて検討します。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林浴、野外レクリエーション利用等を通じて人々に潤いと安らぎを与える効果のある森林をいい、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を考慮して計画事項を定めます。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用状況等を考慮して設定します。特に、多様な広葉樹が多く賦存し、多くの地域住民等に森林レクリエーションの場として活用されているところであり、今後森林保健施設の整備と併せて森林の整備が見込まれる区域において設定するものとします。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の機能低下を補うための施業（択伐施業、広葉樹育成施業、間伐、除伐等）を積極的に実施するものとします。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとします。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の運営・管理については、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と機能の増進が図られるようにします。

また、施設の管理については、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、防火体制、防火施設及び利用者の安全・交通の安全に留意することとします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m³

区分		総数			主伐			間伐		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数		1,999	1,921	78	450	386	64	1,549	1,535	14
	前半5ヵ年の計画量	941	906	35	207	178	29	734	728	6
市町村別内訳	天川村	309	296	13	77	66	11	232	230	2
	前半5ヵ年の計画量	145	139	6	35	30	5	110	109	1
	野迫川村	235	226	9	50	42	7	186	184	2
	前半5ヵ年の計画量	111	107	4	23	20	3	88	87	1
	十津川村	1,019	977	42	241	209	35	775	768	7
	前半5ヵ年の計画量	478	460	18	112	96	16	367	364	2
	下北山村	170	165	5	32	27	4	139	138	1
	前半5ヵ年の計画量	81	78	3	14	12	2	66	66	1
	上北山村	266	257	9	50	42	7	217	215	2
	前半5ヵ年の計画量	126	122	4	23	20	3	103	102	1

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分		面積
総数		25,817
	前半5ヵ年の計画量	12,233
市町村別内訳	天川村	3,873
	前半5ヵ年の計画量	1,835
	野迫川村	3,098
	前半5ヵ年の計画量	1,468
	十津川村	12,908
	前半5ヵ年の計画量	6,116
	下北山村	2,324
	前半5ヵ年の計画量	1,101
	上北山村	3,614
	前半5ヵ年の計画量	1,713

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分		人工造林	天然更新
総数		2,002	66
	前半5ヵ年の計画量	946	29
市町村別内訳	天川村	340	9
	前半5ヵ年の計画量	161	4
	野迫川村	220	9
	前半5ヵ年の計画量	104	4
	十津川村	1,082	34
	前半5ヵ年の計画量	511	15
	下北山村	140	5
	前半5ヵ年の計画量	66	2
	上北山村	220	9
	前半5ヵ年の計画量	104	4

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 開設

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延 長 及 び 箇 所 数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	天川村	殿野坪内	10,800	(2,824) 1,502	○		五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	川股天辻	3,500	(2,804) 1,629	○		五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	塩野新田	21,000	568			
〃	〃	〃	〃	僧庵谷	1,000	75			
〃	〃	〃	〃	観音峰	2,500	136			
〃	〃	〃	〃	向山西	200	30			
〃	〃	〃	〃	大橋	500	412			
〃	〃	〃	〃	大谷	500	38			
〃	〃	〃	〃	道浄谷	500	175			
〃	〃	〃	〃	箆山	500	62			
〃	〃	〃	〃	庵住広瀬谷	500	112			
〃	〃	〃	〃	五色谷	500	279			
〃	〃	〃	〃	桑の谷	1,000	291			
〃	〃	〃	〃	高尾谷	500	29			
〃	〃	〃	〃	寺井谷	500	25			
〃	〃	〃	〃	高山谷	500	42			
〃	〃	〃	〃	アシ谷	500	48			
〃	〃	〃	〃	天和谷	500	42			
〃	〃	〃	〃	モジキ谷	500	237			
〃	〃	〃	〃	金山谷	1,000	179			
〃	〃	〃	〃	大月谷	500	29			
〃	〃	〃	〃	細田谷	500	39			

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	天川村	カ マ ス 谷	500	43			
〃	〃	〃	〃	マ イ ガ シ リ 谷	500	102			
〃	〃	〃	〃	小 池 谷	500	61			
〃	〃	〃	〃	タ キ ノ 谷	500	49			
〃	〃	〃	〃	松 葉 谷	500	21			
	計			27路線	50,500				
開設	自動車道	林道	野迫川村	北 股 弓 手 原	1,000	(2,907) 2,793	○		国有林に利 用区域有り
〃	〃	〃	〃	ホ ラ 谷 立 里	5,000	388	○		
〃	〃	〃	〃	西 谷	1,000	120			
〃	〃	林業 専用道	〃	桧 股	2,500	92	○		国有林に利 用区域有り
	計			4路線	9,500				
開設	自動車道	林道	十津川村	川 津 今 西	300	2,575	○		
〃	〃	〃	〃	大 井 谷	4,000	282			
〃	〃	林業 専用道	〃	今 西 三 浦	5,000	778			
〃	〃	林道	〃	高 滝	3,600	326	○		
〃	〃	林業 専用道	〃	松 柱	1,600	92			
	計			5路線	14,500				
開設	自動車道	林道	上北山村	椽 谷 小 処	500	242			
〃	〃	〃	〃	水 太 和 佐 又	1,000	903			
〃	〃	〃	〃	小 谷	1,000	619			
	計			3路線	2,500				
開設	自動車道	林道	下北山村	不 動 峠 桃 原	1,500	25			
〃	〃	〃	〃	天 の 谷 ヌ タ 谷	8,000	293			
	計			2路線	9,500				
開 設 合 計				41路線	86,500				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

(2) 拡張(改良)

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	天川村	吉野大峯	300	(1,595) 168			吉野町, 黒滝村, 川上村と連絡
〃	〃	〃	〃	川股天辻	1,000	(2,804) 1,629			五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	殿野坪内	1,000	(2,824) 1,502			五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	塩野新田	300	568			
〃	〃	〃	〃	西の谷	500	578			
〃	〃	〃	〃	僧庵谷	300	75			
〃	〃	〃	〃	向山西	200	30			
〃	〃	〃	〃	大橋	200	412			
〃	〃	〃	〃	大谷	200	38			
〃	〃	〃	〃	道浄谷	200	175			
〃	〃	〃	〃	籠山	200	62			
〃	〃	〃	〃	広瀬谷	500	320			
〃	〃	〃	〃	牛頭谷	200	59			
〃	〃	〃	〃	五色谷	500	279			
〃	〃	〃	〃	桑の谷	500	291			
〃	〃	〃	〃	白倉谷	500	803			
〃	〃	〃	〃	門越谷	200	63			
〃	〃	〃	〃	入谷	200	42			
〃	〃	〃	〃	北又谷	200	94			
〃	〃	〃	〃	九尾谷	400	246			
〃	〃	〃	〃	笠井谷	200	100			
〃	〃	〃	〃	深谷	300	484			
〃	〃	〃	〃	ナメラ谷	200	90			
〃	〃	〃	〃	中の谷	200	28			

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	天川村	ク チ 谷	200	37			
〃	〃	〃	〃	西 の 谷 支	200	70			
〃	〃	〃	〃	魚 止 り	200	136			
〃	〃	〃	〃	千 本 谷	200	261			
〃	〃	〃	〃	上 の 平	200	14			
	計			29路線	9,500				
拡張	自動車道 (改良)	林道	野迫川村	平 川 釜 落 線	2,500	446			
〃	〃	〃	〃	北 股 弓 手 原	100	2,793	○		
〃	〃	〃	〃	ゴ ッ ト ロ 谷	500	103			
	計			3路線	3,100				
拡張	自動車道 (改良)	林道	十津川村	奥 千 丈	1,000	3,598	○		
〃	〃	〃	〃	旭	500	2,894	○		
〃	〃	〃	〃	内 原	800	3,334			
〃	〃	〃	〃	不 動 木 屋	500	1,300	○		
〃	〃	〃	〃	果 無	100	281			
〃	〃	〃	〃	松 柱	400	652			
〃	〃	〃	〃	松 柱 支	100	58			
〃	〃	〃	〃	今 西	200	386			
〃	〃	〃	〃	大 谷	500	639			
〃	〃	〃	〃	奥 大 谷	100	772			
〃	〃	〃	〃	片 川	100	861			
〃	〃	〃	〃	京 の 谷	100	224			
〃	〃	〃	〃	広 見 川	50	259			
〃	〃	〃	〃	小 森	50	147			
〃	〃	〃	〃	月 谷	200	1,245			

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	十津川村	折 立 大 谷	50	167			
〃	〃	〃	〃	三 浦 谷	100	458			
〃	〃	〃	〃	入 谷	100	170			
〃	〃	〃	〃	西 中 谷	50	38			
〃	〃	〃	〃	栗 平	250	1,834			
〃	〃	〃	〃	市 原 谷	250	200			
〃	〃	〃	〃	則 本 谷	200	250			
〃	〃	〃	〃	果 無 谷	150	810			
〃	〃	〃	〃	小 原 永 井	250	676			
〃	〃	〃	〃	大 井 谷	50	282			
〃	〃	〃	〃	檜 尾 谷	50	240			
〃	〃	〃	〃	田 之 垣 内	50	64			
〃	〃	〃	〃	山 崎 谷	200	555			
〃	〃	〃	〃	大 野	200	910			
〃	〃	〃	〃	小 原 谷	100	49			
〃	〃	〃	〃	熊 谷	100	463			
〃	〃	〃	〃	神 山	100	217			
〃	〃	〃	〃	川 津 今 西	300	2,575			
〃	〃	〃	〃	錨 谷	100	173			
〃	〃	〃	〃	迫 野 谷	100	170			
〃	〃	〃	〃	那 知 合 永 井	1,000	194			
	計			36路線	8,450				
拡張	自動車道 (改良)	林道	下北山村	四 ノ 川 2 号	600	224	○		
〃	〃	〃	〃	ト ボ ト 谷	140	401	○		
〃	〃	〃	〃	前 鬼	100	323			
〃	〃	〃	〃	備 後 川	30	(4,135) 623			上北山村.三重県 熊野市.国有林と連 絡

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	下北山村	小 又	500	483			
〃	〃	〃	〃	コ モ 谷	300	160			
〃	〃	〃	〃	天 の 谷 ヌ タ 谷	300	293			
	計			7路線	1,970				
拡張	自動車道 (改良)	林道	上北山村	辻 堂 山	500	186	○		
〃	〃	〃	〃	椽 谷 西 ノ 谷	1,000	1,473			
〃	〃	〃	〃	サ ン ギ リ	1,000	1,581	○		
〃	〃	〃	〃	水 太 和 佐 又	500	903			
〃	〃	〃	〃	備 後 川	200	(4,135) 730			下北山村.三重県 熊野市.国有林と連 絡
〃	〃	〃	〃	深 瀬 谷	300	715			
〃	〃	〃	〃	小 谷	500	619			
〃	〃	〃	〃	和 泉 谷	300	292			
〃	〃	〃	〃	内 ケ 谷	200	302			
〃	〃	〃	〃	白 川 又	1,000	4,267			
〃	〃	〃	〃	和 佐 又	100	232	○		
	計			11路線	5,600				
	改 良 合 計			86路線	28,620				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

(3) 拡張(舗装)

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	天川村	殿野坪内	7,000	(2,824) 1,502			五條市 と連絡
〃	〃	〃	〃	川股天辻	2,000	(2,804) 1,629			五條市 と連絡
〃	〃	〃	〃	塩野新田	3,000	568			
〃	〃	〃	〃	西の谷	1,600	578			
〃	〃	〃	〃	向山西	200	30			
〃	〃	〃	〃	竈山	200	62			
〃	〃	〃	〃	桑の谷	500	291			
〃	〃	〃	〃	門越谷	500	63			
〃	〃	〃	〃	九尾谷	200	246			
〃	〃	〃	〃	西の谷支	200	70			
〃	〃	〃	〃	魚止り	200	136			
〃	〃	〃	〃	セコ谷	400	25			
〃	〃	〃	〃	僧庵谷	500	75			
	計			13路線	16,500				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	野迫川村	川原樋川	8,000	1,560			
〃	〃	〃	〃	イタツゴ奥千丈	7,000	370			
〃	〃	〃	〃	峰平谷	6,000	260			
〃	〃	〃	〃	ゴットロ谷	3,000	103			
	計			4路線	24,000				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	十津川村	栗平	3,300	1,884			
〃	〃	〃	〃	山崎谷	1,500	555			
〃	〃	〃	〃	今西	2,000	386			
〃	〃	〃	〃	市原谷	300	200			

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇 所 数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	十津川村	内 野 入 谷	150	116			
〃	〃	〃	〃	大 野	300	910			
〃	〃	〃	〃	高 滝	5,000	326			
	計			7路線	12,550				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	下北山村	備 後 川	300	(4,135) 623			上北山村,三重県 熊野市,国有林と 連絡
〃	〃	〃	〃	五 田 刈	1,371	378	○		
	計			2路線	1,671				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	上北山村	水 太 和 佐 又	1,000	903			
〃	〃	〃	〃	深 瀬 谷	500	715			
〃	〃	〃	〃	椽 谷 小 処	500	242			
	計			3路線	2,000				
	舗 装 合 計			29路線	56,721				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

第6 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林種類	面積	前半5ヵ年の計画面積	備考
総数（実面積）	48,162	47,207	
水源涵養のための保安林	43,914	42,987	
災害防備のための保安林	4,430	4,402	
保健、風致の保存等のための保安林	2,117	2,117	

注1 水源涵養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号～第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号～11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除	種類	森林の所在	面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村		前半5ヵ年の計画面積		
指定	水源涵養のための保安林	総数	1,851	924	水源涵養のため	
		天川村	132	66		
		野迫川村	183	91		
		十津川村	801	400		
		下北山村	249	124		
		上北山村	486	243		
	災害防備のための保安林	総数	54	26	災害防備のため	
		天川村	4	2		
		野迫川村	12	6		
		十津川村	28	14		
		下北山村	3	1		
		上北山村	7	3		
解除	水源涵養のための保安林	総数	5	5	指定理由の消滅	
		天川村	1	1		
		野迫川村	1	1		
		十津川村	1	1		
		下北山村	1	1		
		上北山村	1	1		
	災害防備のための保安林	総数	5	5		
		天川村	1	1		
		野迫川村	1	1		
		十津川村	1	1		
		下北山村	1	1		
		上北山村	1	1		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の変 更面積	間伐率の変 更面積	植栽の変更 面積
水源涵養のための保安林	—	2,070	10,897	8,862	3,784
災害防備のための保安林	67	—	129	1,804	518
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	82	1,657	82

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヵ年の計画地区数		
総数		36	17		「溪」は溪間工、 「山」は山腹工、 「地」は地下水排 水工、「本」は本 数調整伐。
天川村	坪内 外	6	3	溪・山・本	
野迫川村	檜股	1	1	溪・山・本	
十津川村	杉清 外	14	10	溪・山・本	
下北山村	上池原 外	6	2	溪・山・本	
上北山村	白川 外	9	1	溪・山・本	

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

該当無し

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林 (土砂流出防備保安林) (国立公園特別保護地区) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第3種特別地域)	天川村	11, 34, 36, 40～43, 46, 47, 52, 108～111, 116, 117, 119, 132～144, 146～148, 156～164, 172～174	1,999.31	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (水源かん養保安林) (保健保安林) (砂防指定地) (国立公園第3種特別地域) (急傾斜地崩壊危険区域)		8, 9, 19, 21, 28, 30, 31, 38～40, 49, 50, 52～55, 62, 64～66, 80～ 82, 90, 97, 100～103, 122, 123, 198, 200～202, 210～212, 216, 219～ 221, 229～235, 237	359.87	①②③	⑬	
土砂崩壊防備保安林 (砂防指定地)		1, 7, 8, 17, 38, 65, 76, 118, 211	5.43	②③		
保健保安林 (土砂流出防備保安林) (国立公園第3種特別地域)		81, 102, 103	19.27	②		
落石防止保安林 (風致保安林) (国立公園第2種特別地域) (国立公園第3種特別地域) (急傾斜地崩壊危険区域)		70, 100, 102	8.49	②		
風致保安林 (落石防止保安林) (国立公園第2種特別地域)		70	6.35	②		
砂防指定地 (土砂流出防備保安林) (土砂崩壊防備保安林)		30, 31, 35～39, 203, 205～211	97.20	④		
国立公園特別保護地区 (水源かん養保安林) (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)		94, 95, 138～142, 144, 146～148, 156, 161～163, 173, 174, 192, 193	388.92	⑤		
国立公園第1種特別地域 (水源かん養保安林) (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)		88, 91～95, 117, 120, 129～131, 143, 146, 148, 156, 165～170, 190～192, 194, 195	431.01	⑥		

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
国立公園第2種特別地域 (落石防止保安林) (風致保安林) (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)	天 川 村	70, 71, 85～88, 189, 191～195	290.59	⑦		
国立公園第3種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (落石防止保安林) (保健保安林) (急傾斜地崩壊危険区域)		81～84, 88～90, 97～102, 115～117, 174～178, 189, 190	785.16	⑧		
文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物 (国立公園特別保護地区) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域)		192, 193	63.43	⑩		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林) (落石防止保安林) (国立公園第3種特別地域) (地すべり防止区域)		8, 17, 18, 28, 29, 50, 51, 64, 65, 81, 102, 203, 215, 228	19.09	⑫		
水源かん養保安林 (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (国定公園第1種特別地域) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区)	野 迫 川 村	63, 64, 68, 88～93, 95～99, 111～122, 125, 126, 131, 133, 134, 180～190, 201～203, 210, 221～224, 226, 233～242	2,330.58	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (水源かん養保安林) (砂防指定地) (国定公園第1種特別地域) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区) (急傾斜地崩壊危険区域)		15～18, 26, 29, 31～33, 35, 39, 44, 62～65, 76～82, 88, 107, 108, 111～122, 139, 140, 144, 149, 151, 158～160, 171, 172, 175, 187, 191, 192, 203, 205, 210, 211, 212, 216	693.03	①②③	⑬	

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
砂防指定地 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区)	野 迫 川 村	1~26, 30, 31, 33, 43, 45~47, 49~64, 67~69, 72, 74, 81, 86, 87, 95, 96, 98~101, 105~117, 119, 121~128, 132, 133, 136~138, 140, 141, 143~ 149, 161, 168, 169, 172, 173, 178, 191, 193~195, 199, 200, 205, 207, 208, 216~220, 228~232, 240~243	228.49	④		
国定公園第1種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (鳥獣保護特別保護地区)		68, 91, 111, 112, 180~186, 188, 189, 213, 214, 222, 223	167.36	⑥		
国定公園第2種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (鳥獣保護特別保護地区)		16~19, 60~66, 68, 90, 91, 111~119, 125, 126, 155, 156, 164~176, 178~181, 183~189	847.01	⑦		
国定公園第3種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (鳥獣保護特別保護地区) (急傾斜地崩壊危険区域)		111~122, 125, 126, 155~159, 162~179, 186~190, 210, 213, 214, 222, 223	1,663.60	⑧		
鳥獣保護特別保護地区 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (国定公園第1種特別地域) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域)		68, 77, 90, 91, 111, 112	52.08	⑨		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林) (国定公園第3種特別地域)		11, 12, 16, 56, 140, 144, 172, 216	22.21	⑫		

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林 (土砂崩壊防備保安林) (砂防指定地) (国立公園特別保護区地区) (国立公園第1種特別地域) (国定公園第1種特別地域) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域)	十津川村	22, 43~92, 173, 179~194, 223, 224, 241, 248~267, 271~273, 292, 293, 295, 358~360, 364, 366~372, 383, 389, 390, 396~407, 454, 471~ 478, 487, 532, 533, 542~551, 575~ 584, 621, 625, 634~638, 648~650, 654~667, 670~674, 684~711, 726, 727, 777~779, 789, 790, 792, 797~ 800, 804~810, 819, 820, 824~829, 833, 834, 841~849, 851, 853, 856, 857, 863, 864, 879, 880, 888, 902, 945, 949, 986, 988, 989, 1029, 1042~1046, 1054~1058, 1060, 1061, 1064~1081, 1083~1093, 1097, 1098, 1101~1103, 1105~1108, 1115~1126, 1139~1156, 1160~1170, 1178, 1179, 1181~1183, 1187~1199, 1203, 1239~1249, 1259~1265, 1282~1285, 1302, 1303	15, 442. 05	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (土砂崩壊防備保安林) (砂防指定地) (急傾斜地崩壊危険地域)			2, 3, 9, 13, 14, 17, 105, 111, 132, 133, 137, 138, 143, 148, 149, 155, 163~169, 172, 230, 294, 300, 304, 308, 311, 339, 341, 344, 357, 414, 415, 419, 441, 442, 445~447, 531, 540, 541, 555, 602, 611~613, 618, 731~733, 737, 738, 744, 757~759, 762, 764~766, 772, 777, 778, 790, 802, 813~816, 878, 885, 886, 893, 894, 898, 901, 904, 905, 920, 922, 923, 939, 947, 952, 953, 960, 963, 983, 984, 987, 988, 990, 991, 993, 995, 999, 1000, 1004~1006, 1013~1027, 1030, 1031, 1033, 1038~1042, 1047, 1048, 1053, 1054, 1173~1175, 1232, 1233, 1236, 1237, 1239, 1249, 1250, 1272~1274, 1290, 1295, 1297~1299, 1315, 1316	1, 851. 52	①②③	⑬

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
土砂崩壊防備保安林 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地)	十津川村	9, 17, 176, 234, 326, 335, 339, 413, 414, 443, 445, 446, 448, 555, 602, 611, 624, 630, 738, 757, 758, 764, 799, 814, 836, 859, 896, 908, 909, 911~913, 922, 926, 939, 947, 959, 960, 964, 987, 988, 1000, 1005, 1006, 1008, 1030, 1031, 1101~1103, 1179, 1204, 1233, 1271, 1272, 1295, 1297, 1298, 1302	42.29	②③		
砂防指定地 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (国定公園第3種特別地域) (土砂崩壊防備保安林)		122, 124, 208~211, 220, 221, 224, 225, 228, 229, 325, 603, 608, 609, 622, 623, 630, 631, 633, 634, 638, 639, 643~646, 650~652, 668~673, 723, 729~733, 739, 740, 743, 749, 750, 754~759, 782~792, 794~797, 799~803, 812~814, 816, 818, 823, 824, 829~831, 835, 836, 851, 852, 854, 855, 859, 873~879, 881, 883, 885~889, 894~896, 903, 904, 908~911, 922~924, 926, 932, 936~939, 953, 1057, 1058, 1060~1063, 1098~1104, 1114, 1115, 1122, 1123, 1125~1127, 1131~1134, 1160, 1162~1164, 1170, 1176~1181, 1183~1185, 1190, 1191, 1196~1208, 1210, 1227~1231, 1302~1306, 1311~1313, 1315, 1316	978.42	④		
国立公園特別保護地区 (水源かん養保安林)		70, 71, 75~82, 255~258	124.77	⑤		
国立公園第1種特別地域 (水源かん養保安林) (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)		66~70, 249~260, 571~573, 585	627.29	⑥		
国立公園第2種特別地域 (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)		570, 571	17.31	⑦		

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
国定公園第1種特別地域 (水源かん養保安林)	十津川村	1146～1148, 1150～1155	17.84	⑥		
国定公園第2種特別地域 (水源かん養保安林)		1134～1137, 1144, 1146～1148, 1150～1158, 1161, 1166, 1167, 1187, 1188, 1190, 1192, 1193, 1214	121.09	⑦		
国定公園第3種特別地域 (水源かん養保安林) (砂防指定地)		1134～1159	1,097.81	⑧		
文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物 (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区) (県自然環境保全地域特別地区)		504, 570, 571	21.29	⑩		
自然環境保全地域特別地区 (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物) (鳥獣保護特別保護地区)		439, 461, 462, 464, 503～505, 513, 514	93.39	⑪		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林)		134, 136, 175, 312, 326, 327, 338, 341, 348, 427, 430, 531, 541, 784, 910, 921, 924, 951～953, 960	98.09	⑫		
水源かん養保安林 (砂防指定地) 国立公園第2種特別地域	下北山村	1, 3～6, 8～18, 20, 21, 23, 26～29, 31, 32, 36, 37, 41～51, 53, 54, 61～67, 76, 81, 84, 85, 90, 91, 93, 96, 98～102, 104～112, 121～123, 143～148, 150	4,441.29	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (保健保安林) (急傾斜地崩壊危険区域)		1, 24, 26～28, 35, 36, 38, 39, 53, 74, 75, 80, 82, 85, 86, 89, 95, 96, 111, 112, 114, 121	173.92	①②③	⑬	
土砂崩壊防備保安林		24, 116	0.77	②③		
保健保安林 (土砂流出防備保安林)		24, 112	20.28	②		
砂防指定地 (水源かん養保安林) (国立公園第2種特別地域)		25, 36, 37, 52～61, 68～72, 74, 81, 83～85, 89, 97～103, 111	150.77	④		

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
国立公園特別保護地区	下北山村	127～139, 141, 142	665.78	⑤		
国立公園第1種特別地域		136～140	242.12	⑥		
国立公園第2種特別地域 (水源かん養保安林) (砂防指定地)		82, 102～108, 110, 111, 124～127, 129	360.09	⑦		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林)		24, 35, 36, 71, 81, 85, 86, 97, 111	18.88	⑫		
水源かん養保安林 (土砂流出防備保安林) (保健保安林) (砂防指定地) (国立公園特別保護地区) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (国立公園第3種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区)	上北山村	3, 4, 6～12, 17～79, 87, 90～ 98, 100, 101, 105, 106, 128～135, 141～ 144, 147, 148, 150～152, 154～156, 160～164, 178～180, 182, 186～188, 200, 201, 211～218, 222～225, 229, 230, 233, 236～ 252, 259, 260, 263, 267～269, 271, 272, 276, 277, 284, 285, 286, 289～291, 295～299, 374～377, 387, 398～402, 422～425, 427	8,943.58	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (水源かん養保安林) (砂防指定地) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (急傾斜地崩壊危険区域)		15, 29, 85, 89, 99, 104, 111, 121, 124, 125, 128, 160, 175, 176, 191, 192, 194, 195, 199, 202, 203, 227, 228, 247, 259, 261, 262, 265, 274, 392	313.51	①②③	⑬	
土砂崩壊防備保安林		153	4.92	②③		
保健保安林 (水源かん養保安林) (国立公園特別保護区) (国立公園第1種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区)		31～41, 47～56, 58～74, 338～341	1,393.27	②		
落石防止保安林 (国立公園特別保護区) (風致保安林)		354～357	63.32	②		
風致保安林 (落石防止保安林) (国立公園特別保護区)		354～357	63.32	②		

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
砂防指定地 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (国立公園第3種特別地域)	上 北 山 村	87, 89~92, 95~99, 104, 105, 108~114, 116~121, 123~126, 145, 150~170, 172~177, 185, 186, 195~215, 217, 218, 224~226, 228, 229, 231~234, 243~248, 252, 261, 262, 264, 265	174.66	④		
国立公園特別保護区 (水源かん養保安林) (保健保安林) (落石防止保安林) (風致保安林) (鳥獣保護特別保護地区)		38, 39, 50~52, 60~63, 65~67, 70~72, 132~135, 137, 138, 338~341, 354~358, 360~362	841.71	⑤		
国立公園第1種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (保健保安林) (鳥獣保護特別保護地区)		52~55, 120~122, 130~132, 140, 158~162, 164, 165, 167	262.18	⑥		
国立公園第2種特別地域 (水源かん養保安林) (砂防指定地) (土砂流出防備保安林) (鳥獣保護特別保護地区)		153, 154, 157~162, 164, 349	181.98	⑦		
国立公園第3種特別地域 (水源かん養保安林) (砂防指定地)		149~151, 156~160, 163~167, 169~171, 175, 203~208, 215	379.32	⑧		
鳥獣保護特別保護地区 (水源かん養保安林) (国立公園特別保護地区) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (保健保安林)		38, 39, 50~55, 60~63, 65~67, 70, 71, 349	373.32	⑨		
文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物		194	0.32	⑩		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林)		87, 88, 109, 110, 186, 194, 247, 268, 391	10.02	⑫		

注 制限林の施業方法一覧

① (水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林)

1 立木の伐採方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る伐採をすることができる森林は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

2 立木の伐採の限度

- (1) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、当該指定施業要件を定めるにつき同一の単位とされている保安林（当該保安林が2以上ある時はその集団。以下(2)において同じ。）のうち、その立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために、皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を、当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上ある時はこれら標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に、前伐採年度における伐採につき、森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。ただし、指定施業要件で伐採面積の限度が定められているものは、それによるものとする。
- (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2を越えず、かつ、その伐採によりその森林によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

② (水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、風致保安林)

1 立木の伐採方法

- (1) 主伐は択伐による。
- (2) 主伐に係る伐採をすることができる立木は、北山・十津川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る伐採をすることができる森林は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

2 立木の伐採の限度

- (1) 伐採年度ごとに択伐をすることができる面積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、択伐率（当該森林の年成長率に、前回の択伐の終わった日の属する伐採年度から、伐採しようとする伐採年度の前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の3を越えるときは10分の3とする。）を乗じた材積とする。ただし、指定施業要件で伐採材積の限度が定められているものは、それによるものとする。

- (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、別表1の2の(2)に掲げる事項を準用する。

③ **(土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林)**

立木の伐採を禁止する。

④ **(砂防法による指定地)**

立木竹の伐採又は枝払い等現状の変更に当たっては、許可を受けること。

⑤ **(自然公園法、奈良県立自然公園条例による指定地、特別保護地区)**

立木竹の伐採又は枝払い等現状の変更に当たっては、許可を受けること。

⑥ **(自然公園法、奈良県立自然公園条例による指定地、第1種特別地域)**

次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 単木択伐法によるものであること。
- (2) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること。
- (3) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う林齢に10年を加えたもの以上であること。
ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。

⑦ **(自然公園法、奈良県立自然公園条例による指定地、第2種特別地域)**

次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- (1) 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。
 - ロ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う林齢以上であること。
ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
 - ハ 公園事業に係る施設（令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。
- (2) 皆伐法によるものにあつては、当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う林齢以上（ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。）であつて、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が10分の3を越える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
 - ロ 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。

ハ 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

⑧ **（自然公園法、奈良県立自然公園条例による指定地、第3種特別地域）**

特に施業の制限を受けないものとする。

⑨ **（鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区）**

- 1 主伐は、単木択伐による。
- 2 間伐は、立木竹の本数において20%以下とする。

⑩ **（文化財保護法による指定地）**

史跡名勝天然記念物の指定地域内の森林については、原則として禁伐とすること。
ただし、公益上必要やむを得ない場合は、現状変更等の許可を受けること。

⑪ **（奈良県自然環境保全条例による県自然環境保全地域における特別地区）**

木竹の伐採については、当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

⑫ **（急傾斜地崩壊による災害防止に関する法律による危険区域）**

立木竹の伐採（除伐又は倒木竹もしくは古損木の伐採を除く。）、木竹の滑下又は地引きによる搬出、その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある場合は、許可を受けること。

⑬ **（植栽）**

植栽の指定を受けた森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、指定した植栽樹種（樹種の指定のないものは、適当樹種）の満1年以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で、均等に分布するように植栽するものとする。

別表1 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

区 分		森林の所在（林小班）	面 積	留意すべき事項
総 数			79,334.93	
市	天 川 村	1, 7~12, 17~22, 25~31, 34~43, 46~55, 62, 64~68, 70, 76, 77, 80~82, 90, 97, 98, 100~103, 108~111, 116~119, 122, 123, 132~144, 146~148, 156~164, 172~175, 178, 198~212, 215, 216, 219~221, 228~237	8,209.48	水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、落石防止の各機能を発揮させるため、「Ⅲ第2-2-(1)森林の整備及び保全の目標」及び「Ⅲ第2-2-(2)森林の整備及び保全の基本方針」に配慮するほか、「ガイドライン」を遵守する。
	野 迫 川 村	1~26, 29~35, 39, 43~47, 49~60, 62~65, 68, 69, 72, 74~82, 86~93, 95~101, 105~128, 131~134, 136~141, 143~145, 147~152, 158~161, 168, 169, 171~173, 175, 177, 178, 180~195, 197~203, 205, 207, 208, 210~224, 226, 228~243	10,482.89	
町	十 津 川 村	1~5, 8~11, 13~15, 17, 20, 22, 43~92, 105, 111, 113, 120~125, 132~138, 143, 148, 149, 155~157, 162~173, 175~194, 223, 224, 230, 232, 234, 235, 241, 248~267, 271~273, 287, 294, 292, 293, 295, 300, 303~305, 308, 309, 311, 312, 324~327, 331, 334, 335, 338, 339, 341, 344, 348, 350, 355, 357~360, 364, 366~372, 383, 387, 389, 390, 396~408, 413~415, 419, 427, 429~433, 436, 440~448, 450, 451, 454~456, 471~478, 484, 486~491, 496, 502, 508, 521, 524~526, 528~533, 537~552, 554, 555, 569, 570, 575~584, 592, 596, 599~603, 608~613, 618, 621~625, 630, 631, 633~639, 643~646, 648~652, 654~675, 684~711, 721~723, 726, 727, 729~733, 736~740, 743, 744, 749, 750, 752, 754~759, 762~767, 771, 772, 776~779, 781~792, 794~810, 812~820, 823~831, 833~837, 840~857, 859, 863, 864, 872~881, 883, 885~889, 891~896, 898, 901~905, 907~914, 916, 920~926, 932, 936~939, 945~954, 956, 959~964, 983, 984, 986~991, 993, 995, 996, 999~1001, 1004~1008, 1012~1027, 1029~1031, 1033, 1034, 1038~1048, 1052~1058, 1060~1081, 1083~1093, 1097~1108, 1115~1127, 1131~1134, 1139~1156, 1160~1170, 1173~1185, 1187~1208, 1210, 1227~1234, 1236, 1237, 1239, 1240~1250, 1259~1265, 1271~1274, 1282~1285, 1290, 1294~1299, 1302, 1303, 1312, 1315, 1316	36,884.39	
		下 北 山 村	1, 3~18, 20, 21, 23~32, 35~39, 41~72, 74~76, 80~87, 89~91, 93, 95~112, 114, 116, 121~123, 132, 143~148, 150	
内 訳	上 北 山 村	1~12, 15, 17~79, 85~101, 104~126, 128~135, 141~145, 147~170, 172~180, 182, 185~188, 191~218, 222~234, 236~252, 259~265, 267~269, 271~274, 276, 277, 283~286, 289~291, 295~299, 317, 318, 354~357, 361, 374~377, 386, 387, 391, 392, 398~402, 420, 422~425, 427, 436	15,788.81	

注 本表の面積は、山地災害防止機能Ⅰを含む林班及び、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林を含む林班の総面積である。

天然更新完了基準

1 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地とする。

2 更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種は、針葉樹及びブナ、カシ類、ナラ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類等の広葉樹であって、基本的には、郷土樹種を対象とし、将来高木（※1）となりうる樹種とする。

3 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における対象とする更新種は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助作業については、地表掻き起こし、刈出し、植込み等とする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
- (2) 更新が完了した状態は、後継樹が林地全体にわたり存在し、その密度が1ha当たり2,000本以上とする。
- (3) 上記の条件を満たす場合であっても、病虫獣害等により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
- (4) 5年を経過しても前述の要件を満たすことができない森林については、追加的な天然更新補助作業等（人工植栽等）の実施を検討し、確実な更新を図るものとする。

5 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
- (2) 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年後とする。
- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。
 - 1) 標準地の数は、下記のとおりとし現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積は0.1ha当たり1箇所とする。但し、0.1ha未満は1箇所とする。
 - 2) 標準地は、天然更新対象地の地形・植生等を考慮の上、現地実態から更新状態が平均的と見られる箇所を設定する。
 - 3) 標準地の大きさは、水平距離10m×10mのプロット（区画）を設けることとする。
 - 4) 全体の調査プロット数に対し基準本数を満たすプロットの割合が6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。明らかに天然更新完了基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳若しくは写真を保管する。
- (4) 更新調査野帳の様式については、別紙のとおりとする。

（※1）スギ、ヒノキ、アカマツ、シイ、カシ類、ブナ、ナラ類、ミズメ・シデ類、ケヤキ、ホオノキ、トチノキ、シオジ、ミズキ、サクラ類、カエデ類、キリ、タブノキ、ネズミモチ、クスノキ、ヤブニッケイ、シロダモ、リョウブ、アカメガシワ、クサギ、カラスザンショウ、タラノキ、ヌルデ、ヤマウルシ、ヤマハゼ等の広葉樹で県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

別紙 更新調査野帳様式

プロット	樹種	樹高(cm)	本 数
1			合計本数 本
2			合計本数 本
3			合計本数 本
4			合計本数 本
5			合計本数 本
6			合計本数 本
7			合計本数 本
8			合計本数 本
9			合計本数 本
10			合計本数 本